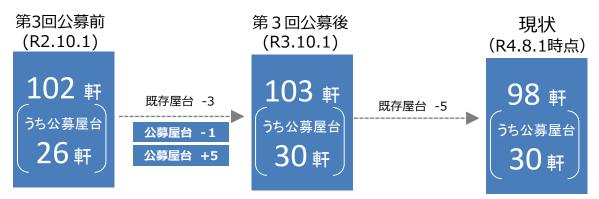
【屋台数の推移】



- ※ 廃業理由
 - ・体調不良、高齢 7軒
- ・公募への応募 1軒
- ・継続が難しい 1軒

【過去の公募実績】

区分	募集開始	募集 区画数	応募者数	営業開始	当初の 営業者数	現在の 営業者数
第1回	H28.9	28 区画	108 人	H29.4~	23 人	18 人
第2回	H30.12	14 区画	22 人	R1.8 \sim	9人	7人
第3回	R2.10	10 区画	21 人	R3.10~	5 人	5 人

1 募集区画の考え方

条例第9条、第32条³ 規則第7条、第16条

- ・屋台が連なり定着している場所
- ・条例等の基準を満たし、環境整備ができる場所
- ・地域に理解され、道路交通の問題が少ない場所

2 募集区画数

募集区画の考え方に基づき、<u>5地区で13区画</u>を募集する。

(13区画の内訳)

・前回公募区画

5区画

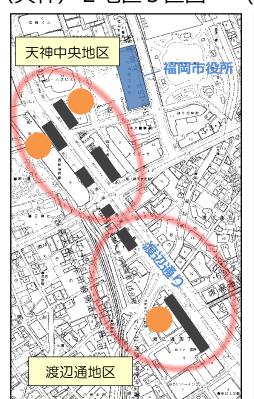
·屋台廃業区画

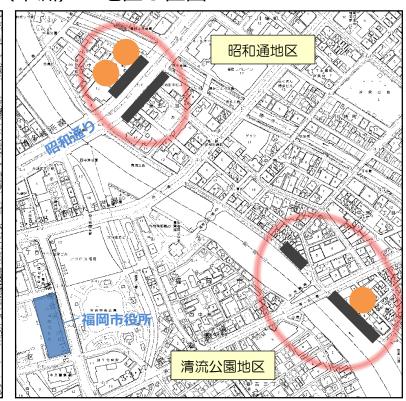
8区画

3 募集区画 (地区) ※ 「別紙 2 募集区画詳細図 | 参照

【合計:5地区・13区画】

(天神) 2地区3区画 (中洲) 2地区3区画





(長浜) 1地区7区画



市道・公園上の屋台の並び 現在屋台が営業している区画

第4回公募について(募集方法)

1 募集方法

○ 地区ごとの募集

「昭和通」、「清流公園」、「天神中央」、「渡辺通」、「長浜」の5つの地区に分けて募集し、同じ地区に募集区画が複数ある場合は、地区ごとの成績上位者から順に、希望区画を選択できる



■ 現在屋台が営業している区画募集する区画

○ 複数地区への応募

(前回) 最大2地区まで応募が可能



(今回) 希望する全ての地区への応募が可能

- ・応募者の選択肢が増え、合格者数を増やすことができる
- ・より優秀な応募者を合格者とすることができる(得点上位の者 同士で希望が競合すると、その中で下位の者は、全体では成績 上位であっても落選となり、補欠候補者(※)としていた)
- ※ 落選者のうち成績上位の者を、辞退者等が出た場合に合格者 (営業候補者) とすることができる制度で、今回も実施

○ グループ応募(長浜地区のみ)

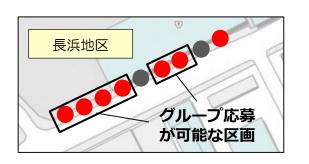
長浜地区の連続する募集区画において、2~4名を1組としたグループでの応募を可能とする

(前回) グループ応募は、第1希望でないと応募できない



(今回) 第2希望以下でも応募が可能

・グループ応募の可能性を増やすことができる



■ 現在屋台が営業している区画
■ 募集する区画

くグループ応募のメリット>

- ・2次審査において<u>「グループ提案」を評価し、加点</u>(資料4に記載)
- ・長浜地区でのグループ営業を第1希望とする場合は、**個人応募に 優先してグループ応募を選考**する

<グループ営業のメリット(想定)>

- ・団体客の受け入れや、異なるメニューでハシゴがしやすい
- ・共同での仕入れや仕込み場の共有などで、コストを削減しやすい
- ・ハシゴ酒クーポンを作るなど、共同プロモーションがしやすい

○ 補充募集 (新たな取組)

- ・審査の結果、**営業候補者が決定しなかった区画については、** 引き続き募集を行う(今回公募の一連の募集として実施)
- ・補充募集における募集手続きや審査の流れは、基本的に、通常 の募集と同様

2 応募資格

- ・満18歳以上の個人
- ・福岡市の市税に係る徴収金を滞納していない または福岡市以外の市町村の市町村民税を滞納していない
- ・屋台営業の占用許可の不更新、停止、取消しの措置を受けたこと がない
- ・暴力団員でない、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者ではない
- ※応募時に屋台営業者である者にあっては、令和5年6月1日以降 は、現在の屋台営業を続けることはできない

【審査のイメージ】

申請締切(審査開始)

営業計画書提出

営業候補者決定(審査終了)

資格審査	1次審査	2次審査
	筆記試験	書類審査
※応募資格確認	○ 法令遵守(道路・食品等) に関する知識 ○ 観光に関する知識 等	○ 法令遵守(道路・食品等)○ 屋台の魅力・質の向上○ まちの魅力向上の意欲○ 地域貢献※「収支計画等」について確認
		Υ

※営業計画書に 記載された内 容を中心に質

面接審査

疑・応答

○「審査部会」の設置

- ・2次審査(書類審査・面接審査)を行うため、「審査部会」を置く
- ・「審査部会」は、委員長の指名する委員をもって組織

この間に屋台従事体験(任意)を実施

1 1次審査(筆記試験)

審查項目	配点(点)
関係法令遵守に向けた取組み	
・安全快適な公共空間の確保(占用関係)	
・良好な公衆衛生の確保(食品衛生関係)	80
・その他の遵守事項(便所、料金明示、保管場所、ゴミ処理等)	
・危機管理	
屋台の魅力、質の向上のための創意工夫	20
・福岡の観光に関する知識	20
合計	100

○1次審査(筆記試験)の合否ボーダーラインの設定

(前回)

応募者の平均点の8割以上、かつ募集区画総数の1.5倍まで

(今回)

原則:前回どおり

例外:原則に当てはめると不合格者が非常に多くなるなど、大き

な偏りが発生する場合は、正副委員長の協議により、募集

区画総数の1.5倍を超えて合格者数を調整できる

2 2次審査(書類審査・面接審査)

項目	主な内容	書類配点		面接 配点
①関係法令遵守に向けた取組			0	HUM
安全快適な公共空間の確保 (占用関係)	・占用時間を守るための営業スケジュールと人員体制 ・屋台の規格や器材の配置計画 など		20	
良好な公衆衛生の確保 (食品衛生関係)	・取扱メニュー ・適正な厨房設備計画 ・仕込み場所・手順、手指・食器洗浄、食材の保管等についての取組		15	10
その他の遵守事項	・近隣に公衆便所が無い場合、客等が利用する便所を確保する方法等 ・料金や店のシステムを分かりやすく明示することの必要性や工夫 など		10	
危機管理	・食中毒予防の方策、及び発生時の対応 ・新型コロナ感染対策 など		5	
②屋台の魅力,質の向上のための創意工夫			5	
	・屋台が福岡の魅力であることについての考え ・福岡に来られる観光客(外国人を含む)に対するおもてなしの工夫や アピールできる能力等 ・キャッシュレス対応が実現できる取組 など		25	10
③地域貢献に向けた取組			5	
地域貢献	・公共の場で営業することについての考え・営業場所近辺での地域貢献活動		15	
④総合評価		10		
総合評価	・計画の具現性(資金計画,収支計画) ・【面接のみ】計画の具現性(技能等) ・【面接のみ】まちの魅力を高めようとする意欲		10	30
合計			00	50

※グループ応募については下記についても審査

⑤グループ提案			20			
	グループならではの、市民	・市民や地域住民に対する、グループならではの配慮がなされた取組		10	10	
	や地域住民、観光客に向け	・福岡に来られる観光客(外国人を含む)に対する、グループならで		10		
	た取組	はのおもてなしやアピールができる取組		ΤO		

○ スケジュール

※「通常募集」の実施期間

 募集期間
 令和4年8月 ~ 令和4年10月

 選考期間
 令和4年10月 ~ 令和5年2月

 営業開始
 令和5年6月 ~

※「補充募集」の実施期間

 募集期間
 令和5年3月 ~ 令和5年8月

 選考期間
 令和5年8月 ~ 令和5年11月

 営業開始
 令和6年4月 ~

